

静岡県告示第519号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山保全協力金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月26日

静岡県知事 鈴木康友

受託者の名称及び所在地	委託する事務の種類と実施場所	委託する期間
富士急静岡バス株式会社 静岡県富士市厚原771番地1 株式会社富士急ビジネスサポート 山梨県富士吉田市新西原五丁目2番1号	富士山保全協力金の収納事務 ・ 富士宮口五合目 ・ 御殿場口新五合目 ・ 水ヶ塚駐車場	令和6年6月26日から 令和6年12月27日まで
公益社団法人 小山町シルバー人材センター 静岡県駿東郡小山町菅沼1074-1	富士山保全協力金の収納事務 ・ 須走口五合目	令和6年6月19日から 令和6年12月27日まで